

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人（以下「本会」という。）は、一般社団法人日本配電制御システム工業会（Japan Switchboard&control system Industries Association「略称 J S I A」。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、配電盤、分電盤、制御盤、その他の電気関連盤及びこれに関連するシステム（以下「配電制御システム」という。）事業の健全な発展を図り、もって、わが国産業の振興と国民生活の向上及び安全の確保に貢献することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 配電制御システムの生産、需要に関する調査、研究及び統計
- (2) 配電制御システムに関する規格の制定、標準化並びにその普及
- (3) 配電制御システムに関する資格の付与
- (4) 配電制御システムの性能・機能の認定並びにその普及
- (5) 配電制御システムの生産、並びに経営の改善に関する対策の検討及び推進
- (6) 配電制御システムに関する講演会、講習会等の開催
- (7) 配電制御システムに関する会員相互並びに内外関係機関等との交流
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本国内において行うものとする。

第 3 章 会 員

(構成員)

第 5 条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 配電制御システムの製造を営む法人及び団体
- (2) 賛助会員 前項に該当しないもので、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人及び団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下

「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 会員は、本会に対する代表者としてその権利を行使する者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出るものとする。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに変更届を会長に届け出なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

- 2 会員は、本会の運営及び事業の実施に要する費用に充当するため、総会の定めるところにより、会費を負担しなければならない。

(退会)

第8条 会員が、退会しようとするときは、事前にその旨、書面をもって会長に届け出ることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号に該当するときは、総会の決議によってこれを除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項により会員を除名しようとする場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するときに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以内に納入しないとき
- (2) 会員が解散したとき

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることが出来ない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 常勤役員の報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産計算書）の承認
- (5) 入会金及び会費に関する規程
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 前各号で定めるもののほか、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に総会を開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上から総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったとき

(招集)

第15条 総会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 前条第2項第2号の請求があった場合は、会長は、その日から6週間以内の日を臨時に開催する総会の日とする招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに総会の目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、第14条第2項第2号に基づき臨時に総会を開催した場合は、出席正会員の内から議長を選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 総会は、第15条第3項の規定により、あらかじめ通知した事項以外の事項については決議することができない。

(書面決議)

第19条 総会に出席しない正会員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により議決権を行使する正会員は、第17条、前条第1項及び第2項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事のうちから選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以上35名以内
 - (2) 監事 2名以上4名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、3名以上5名以内を副会長、1名を専務理事及び8名以上15名以内を常任理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事を選任は、総会の決議によって正会員の会員代表者（以下、「正会員代表者」という。）のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては3名、監事にあつては2名を限度として、正会員代表者以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐するとともに、本会の業務を執行する。
- 5 常任理事は、会長及び副会長を補佐するとともに、本会運営の基本的事項を協議する。
- 6 会長及び専務理事は、理事会において、自己の職務の執行状況について、毎事業年度に4ヶ月を越える間隔で2回以上その報告をしなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、第1項本文の規定にかかわらず、他の現任者の残任期間とする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定足数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに就任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める金額の範囲内で、理事会の決議を経て報酬等を支給することができる。

(責任の免除)

第28条 本会は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 本会は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、常任理事の選定及び解職

(開催)

第31条 理事会は、毎事業年度に4ヶ月を越える間隔で2回以上開催する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に理事会を開催する。

- (1) 会長が、必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から理事会の目的たる事項を記載した書面により、開催の請求があったとき
- (3) 法令の定めるところにより監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第32条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに開催の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開催日の一週間前までに各理事及び各監事に通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 常任理事会

(常任理事会)

第36条 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、常任理事会を構成し、本会運営の基本的事項のうち理事会の決議に基づき委任された事項を協議する。

2 常任理事会に関しての必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第38条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の決議による。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本会の事業計画書、収支予算書については、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第4号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(剰余金)

第 43 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(借入金)

第 44 条 本会が外部より借入を行う場合は、その事業年度の予算額を上限とし、当該返済期間 1 年以内のものを除き、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の決議を得なければならない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 46 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第 47 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第 48 条 本会が解散したときは、会長がその清算人となる。ただし、総会の議決により、正会員のうちから別に選任することができる。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 本会の公告は、官報に記載する方法による。

第 11 章 補 則

(支部の設置)

第 50 条 本会は、理事会の決議を得て、必要な地に支部を置くことができる。

2 支部に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(部会及び委員会)

第 51 条 本会は、事務の円滑な遂行を図るため、部会及び委員会を設けることができる。

2 部会及び委員会は、その目的とする事項について調査及び研究し、又は審議する。

3 その他の委員会組織、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事務局)

第 52 条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に関して必要事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する法律第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の会長は、丹羽一郎とする。最初の業務執行理事は、大澤清和とする。

3 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特別民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 40 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。